

令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き

非課税の方は申告の義務はありませんが、各種証明書の発行や保険料の算定、各種行政サービスを受ける上で必要な資料となります。収入の有無に関わらず、申告していただくことをお勧めします。

なお所得税の確定申告を行う方や、収入が給与又は年金のみの方で、源泉徴収票の内容に追加する控除がない場合は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

※非課税通知書は発送しませんのであらかじめご了承ください。

市民税・県民税（住民税）とは？

●令和8年1月1日現在に杵築市に居住している方の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得に課税される税金です。※居住が無い方のうち、事業所及び家屋敷を有する方も対象となります。

申告書の提出方法

市の申告会場は大変混雑が予想されます。この手引きや別紙記入例を参考に、申告書をご自分で作成し、提出していただくことをお勧めします。

1. 郵送で提出

●申告書と必要書類を郵送してください。

- ※必要書類は申告書に貼らずに同封してください。（コピー可）
- ※申告書の控えが必要な方は、返信用封筒に住所及び宛名をご記入の上、切手を貼り、同封してください。
- また、申告書の控えに受付印が必要な方は、その旨ご記入ください。
- ※記入内容を電話にて確認することがあります。

●郵送先

〒873-0001

杵築市大字杵築 377 番地 1

杵築市役所 税務課 宛

2. 市の窓口にて提出

●申告書と必要書類を合わせてご提出ください。

- ※市の窓口では記載済みの申告書の提出のみ受け付けることが可能です。
- 提出先：杵築市役所税務課、山香振興課、大田振興課
- ※申告書の書き方・相談につきましては、市の申告会場にてお並びいただく必要がございます。

●申告に必要なもの

1. 本人確認書類
(マイナンバー確認書類+身元確認書類)
2. 収入所得を確認できるもの
3. 各種所得控除を確認できるもの

別府税務署で確定申告が必要な方の主な例

※市の会場では下記の確定申告の場合、対応できません。

- 令和8年1月1日時点で杵築市に住民票がない方
- 10ヶ所以上の源泉徴収票がある方で所得の内訳書を作成していない方
- 過年分（令和6年分以前）の確定申告、還付申告、更正の請求又は修正申告をする方
- 譲渡所得（土地、建物、株式、ゴルフ会員権などの売却等）の確定申告をする方
- 分離課税所得（土地・家屋の譲渡所得、株式の譲渡所得、配当所得、先物取引の雑所得、山林所得、退職所得）
- 住宅借入金等特別控除（2年目以降の場合を除く。）、住宅特定改修特別税額控除、又は認定住宅等新築等特別税額控除の申告がある方
- 繰越損失がある確定申告をする方
- 相続等により取得した個人年金の申告がある方
- 平均課税の申告や、変動・臨時所得の申告をする方
- 暗号資産（仮想通貨）、NFTの収入がある方
- 配当所得（課税方法問わず）がある方
- 相続税や贈与税、消費税の申告をする方
- 外国から支給される年金がある方
- 国外に居住している方を扶養とする申告がある方
- 死亡した方の確定申告（準確定申告）をする方
- 青色申告をする方
- 雑損控除、災害減免又は外国税額控除の申告がある方
- 給与所得額の特定支出の控除の特例の申告をする方

【重要なお知らせ】 ≪農作物の収穫（収入）や、自営業による収入等がある方へ≫

●収入金額が300万円以下で、帳簿書類の保存がない場合には、事業所得ではなく雑所得として取り扱うよう税務署から指示がありました。

このため、過去に事業所得として申告していた方についても、雑所得として取り扱うことにより、他の所得との損益通算もできないことになります。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を有する方へ

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が令和5年度まででしたが、令和6年度以降、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式の選択ができなくなりました。

申告書の各項目の説明

1. 収入金額等 及び 2. 所得金額

申告書表面の「1. 収入金額等」欄（ア～シ）及び、「2. 所得金額」欄（①～⑪）の説明です。

ア 及び ① 事業所得（営業等）

例 卸売業、小売業、サービス業等の営業や大工等

イ 及び ② 事業所得（農業）

例 農産物の生産、果樹の栽培、酪農等

ウ 及び ③ 不動産所得

例 貸家、貸地、貸アパート等

エ 及び ④ 利子所得

例 預金の利子等

利子収入＝利子所得

オ 及び ⑤ 配当所得

例 株式の配当、出資金の配当、投資信託の収益の分配等

※負債の利子…株式を買ったり出資するために借り入れたもの。

配当等収入
金額（税込）－ ※負債
の利子 ＝ 配当
所得

カ 及び ⑥ 給与所得（必要書類：源泉徴収票、10ヶ所以上から支払を受けている場合は所得の内訳書）

例 給与、賃金、賞与等

源泉徴収票の支払金額をカ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入してください。

源泉徴収票が発行されない場合は、裏面「8 月別給与収入等記載欄」へ記入してください。

給与等収入金額 A	給与所得の金額	給与等収入金額 A	給与所得の金額
～ 650,999	0	3,600,000 ～ 6,599,999	$*(A \div 4) \times 3.2 - 440,000$
651,000 ～ 1,899,999	A － 650,000	6,600,000 ～ 8,499,999	$A \times 0.9 - 1,100,000$
1,900,000 ～ 3,599,999	$*(A \div 4) \times 2.8 - 80,000$	8,500,000 ～	$A - 1,950,000$

※ (A ÷ 4) (千円未満の端数切捨て)

所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、総所得金額の計算において、要件に該当する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。詳しくは、「申告書 A の書き方（例）」をご参照ください。

キ 及び ⑦ 雑所得（公的年金等）（必要書類：源泉徴収票）

例 国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金等

受給者の年齢	公的年金等の収入額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		10,000,000 円以下の場合	10,000,000 円を超え 20,000,000 円以下の場合	20,000,000 円を超える場合
65 歳未満 (昭和 36 年 1 月 2 日以後に 生まれた人)	～ 1,299,999 円	(A)－600,000 円	(A)－500,000 円	(A)－400,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	(A)×0.75－ 275,000 円	(A)×0.75－ 175,000 円	(A)×0.75－ 75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	(A)×0.85－ 685,000 円	(A)×0.85－ 585,000 円	(A)×0.85－ 485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	(A)×0.95－1,455,000 円	(A)×0.95－1,355,000 円	(A)×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円
65 歳以上 (昭和 36 年 1 月 1 日以前に 生まれた人)	～ 3,299,999 円	(A)－1,100,000 円	(A)－1,000,000 円	(A)－900,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	(A)×0.75－ 275,000 円	(A)×0.75－ 175,000 円	(A)×0.75－ 75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	(A)×0.85－ 685,000 円	(A)×0.85－ 585,000 円	(A)×0.85－ 485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	(A)×0.95－1,455,000 円	(A)×0.95－1,355,000 円	(A)×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円

ク 及び ⑧ 雑所得（業務）（必要なもの：支払調書等）

例 原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引など副収入による所得

ケ 及び ⑨ 雑所得（その他）（必要なもの：支払調書等）

例 個人年金等の⑦、⑧以外のもの

収入
金額－必要
経費＝雑所得

コ・サ 及び ⑪ 総合課税の譲渡所得

土地・建物以外の資産の譲渡から生ずる所得等

シ 及び ⑪ 一時所得

生命保険契約に基づく一時金、賞金等

収入金額
(コ～シ)－必要
経費－特別
控除＝譲渡・
一時所得

※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則 50 万円、一時所得が原則 50 万円です。

申告書の各項目の説明

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項 及び 4. 所得から差し引かれる金額

⑬ 社会保険料控除（必要書類：国民年金等の証明書）

あなたや生計を一にする配偶者、扶養親族などの国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料等をあなたが支払った場合に控除されます。

※配偶者が受ける公的年金から差し引きされた介護保険料等は、あなたの控除対象になりません。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済制度による共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く。）、確定拠出年金法の年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除されます。

⑮～⑯ 生命保険料控除・地震保険料控除（必要書類：証明書）

あなたが支払った、一般生命保険・個人年金・介護医療に係る保険契約に基づく保険料や、損害保険契約に係る保険料（地震保険料や旧長期損害保険料）がある場合に控除されます。

I 生命保険料控除（控除の上限額：70,000 円）

旧制度	一般 ・ 個人年金	払込保険料額（A）		新制度	一般 ・ 個人年金 ・ 介護	払込保険料額（B）		控除額の計算式			
		1 円～ 15,000 円				(A)の全額		1 円～ 12,000 円		(B)の全額	
		15,001 円～ 40,000 円				(A)× 1/2 + 7,500 円		12,001 円～ 32,000 円		(B)× 1/2 + 6,000 円	
		40,001 円～ 70,000 円				(A)× 1/4 + 17,500 円		32,001 円～ 56,000 円		(B)× 1/4 + 14,000 円	
		70,001 円～				一律 35,000 円（上限）		56,001 円～		一律 28,000 円（上限）	

※証明書に記載された一般・個人年金・介護医療の区分ごとに計算し、それを合計します。

※各区分に旧制度分と新制度分が両方ある場合、計算結果を合計します（上限額 28,000 円）。ただし、旧制度分の額が 28,000 円を超える場合は、旧制度分の額が控除額となります。

II 地震保険料控除 ※同一契約に地震保険と旧長期損害保険が両方ある場合は、(A) もしくは (B) の高い方を用います。

	支払金額（C）	控除額		支払金額（D）＊	控除額
地震 （A）	全額	$(C) \times 1/2$ （上限 25,000 円）	旧長期 （B）	1 円 ～ 5,000 円	全額
				5,001 円～ 15,000 円	$(D) \times 1/2 + 2,500$ 円
				15,001 円～	一律 10,000 円（上限）
両方	$(A) (B)$ でそれぞれ求めた合計額（上限 25,000 円）				

⑰～⑱ 寡婦・ひとり親控除

あなたがいずれかに該当する場合に控除されます。（所得が 500 万円以下の場合のみ）

扶養関係		配偶関係		
		死別等 ※3	離別	未婚
生計を一にする子（※4）	有	30 万円 ※1	30 万円 ※1	30 万円 ※1
	無	26 万円 ※2	—	—
子以外の扶養親族（※5）	有	26 万円 ※2	26 万円 ※2	—
	無	26 万円 ※2	—	—

※1 ひとり親控除

※2 寡婦控除（あなたが女性の場合のみ）

※3 死別又は生死不明

※4 総所得金額等が 58 万円以下で、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない人に限ります。

※5 合計所得金額が 58 万円以下で、他の人の同一生計配偶者、扶養親族又は事業専従者になっていない人に限ります。

⑲～⑳ 勤労学生控除・障害者控除

I 勤労学生控除

あなたが学生で給与所得などの勤労による所得があり、合計所得金額が 85 万円以下で、そのうち勤労に基づく所得以外の所得に係る金額が 10 万円以下の場合控除されます。控除額は、26 万円です。

II 障害者控除

あなたや生計を一にする配偶者・扶養親族が、障害者手帳等を持っている場合控除されます。

※本人以外の障害者控除については、②配偶者控除、同一生計配偶者及び、②扶養控除の右欄に②障害の程度の記入欄がありますので、ご記入ください。

（注）12 月 31 日時点の現況によって判断されます。

区 分			控除額
本 人	特別障害者※1		30 万円
	障害者※2		26 万円
扶養親族又は同一生計配偶者	特別障害者	同居※3	53 万円
		同居以外	30 万円
	障害者		26 万円

※1 療育（A1・A2）、身体（1 級・2 級）、精神（1 級）等

※2 上記以外の障害者手帳等の交付を受けている場合

※3 同居とは、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の扶養親族のいずれかとの同居を常況としている方

②① 配偶者控除、②② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者がⅠ又はⅡに該当する場合。

あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合は、「□同一生計配偶者」欄にチェックしてください。

※配偶者が障害者である場合は、「②⑩障害の程度」欄も記入してください。

⇒別居の場合は、「別居の扶養親族等に関する事項」にも氏名・続柄及び住所を記入してください。

Ⅰ. 配偶者控除…合計所得金額が58万円以下である場合

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円

Ⅱ. 配偶者特別控除…合計所得金額が58万円を超え、133万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用なし	適用なし	適用なし

②③～②④ 扶養控除・特定親族特別控除

Ⅰ 扶養控除 あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人を有する場合に控除されます。

区 分		控除額
A 一般扶養	16歳以上（平成22年1月1日以前生）で下記以外の人	33万円
B 特定扶養	平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人	45万円
C 老人扶養	昭和31年1月1日以前に生まれた人	38万円
D 同居老親等	Cのうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居している人	45万円

※市民税・県民税の非課税基準額等の算定に必要となりますので、16歳未満の扶養親族についても忘れずに申告してください。（重複注意）

※別居している親族については、申告書表面「別居の扶養親族等に関する事項」の欄も記入してください。

Ⅱ 特定親族特別控除 あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人（以下特定親族）を有する場合に控除されます。

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円
100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円
105万円超 110万円以下	21万円	123万円超	適用なし

②⑤ 基礎控除

合計所得金額が2,400万円以下の場合は、43万円が控除されます。合計所得金額が2,400万円超の場合は段階的に控除額が引き下げられ、2,500万円を超える場合は控除対象になりません。

基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりになります。

納税者本人の合計所得金額	控除額	納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	0円

②⑦ 雑損控除（必要書類：証明書等）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族に災害や盗難、横領による損失が生じた場合控除されます。

【お問い合わせ先】 杵築市役所 税務課 市民税係 （直通）0978-62-1805

※裏面「9 所得金額調整控除に関する事項」にもご記入ください。

農業所得や事業・不動産所得がある方で減価償却費を必要経費に算入する場合は、それぞれの項目を記入してください。

令和8年度分 市 民 税・県 民 税 申告書 A

杵築市長 殿 (令和 年 月 日提出)

現住所	杵築市		職業又は勤務先		
1月1日現在の住所フリガナ			世帯主氏名・続柄	()	
氏名			明・大・昭平・令	生年月日 年 月 日	
個人番号			電話番号	自宅携帯	



行政区コード	—
--------	---

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 収入金額等	事業等	ア	円	
	農業	イ	円	
	不動産	ウ	円	
	利子	エ	円	
	配当	オ	円	
	給与	カ	円	
	雑	公的年金等	キ	円
		業務	ク	円
		その他	ケ	円
		総合譲渡	コ	円
一時	シ	円		
2 所得金額	事業等	①	円	
	農業	②	円	
	不動産	③	円	
	利子	④	円	
	配当	⑤	円	
	給与	⑥	円	
	雑	公的年金等	⑦	円
		業務	⑧	円
		その他	⑨	円
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	円
	総合譲渡・一時	⑪	円	
	合計	⑫	円	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	円	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	円	
	生命保険料控除	⑮	円	
	地震保険料控除	⑯	円	
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	円	
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	円	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	円	
	扶養控除	㉓	円	
	特定親族特別控除	㉔	円	
	基礎控除	㉕	円	
	⑬～㉕までの計	㉖	円	
	雑損控除	㉗	円	
医療費控除	㉘	円		
合計(㉖+㉗+㉘)	㉙	円		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 寄附金に関する事項

都道府県・寄附先	⑳	円
市区町村分		
大分県共同募会・日本赤十字社大分県支部	㉑	円
条指分		
大分県 寄附先	㉒	円
杵築市 寄附先	㉓	円

市記載欄 (以下の欄には記入しないでください)		
番号確認	身元確認	備考
☐ マイナンバーカード ☐ 通知カード ☐ 住民票の写し ☐ その他	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 旅券	☐ 郵送 ☐ その他

⑬ 社会保険料控除	源泉徴収票の社会保険料欄の金額	円	後期高齢者医療保険	円
	国民健康保険	円	国民年金	円
	介護保険	円		円
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約掛金	円	確定拠出年金法に規定する企業型・個人型年金加入者掛金	円
			心身障害者扶養共済掛金	円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	円		円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		円	
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計		円	
	円		円	
⑰～⑱ 寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □寡婦控除 (□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還)		⑱ □ひとり親控除 (学校名)	
	⑲ 申告者本人が障害者の場合は、障害の程度を記入してください。		手帳の種別等	身体・精神・療育・戦傷病の程度
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	フリガナ		㉑ 障害の程度	身体・精神・療育・戦傷病の程度
	配偶者の氏名			
	生年月日	明・大・昭平・令	配偶者の合計所得金額	円
	個人番号		□同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)	

(㉓～㉔)扶養親族、特定親族控除に関する事項

氏名	生年月日	同居・別居	続柄	控除額	②障害の程度
	明・大・昭平・令	□同居 □別居		万円	身体・精神療育・戦傷病の程度
				合計所得金額	円
	明・大・昭平・令	□同居 □別居		万円	身体・精神療育・戦傷病の程度
				合計所得金額	円
	明・大・昭平・令	□同居 □別居		万円	身体・精神療育・戦傷病の程度
				合計所得金額	円
	明・大・昭平・令	□同居 □別居		万円	身体・精神療育・戦傷病の程度
				合計所得金額	円

別居の扶養親族等に関する事項

氏名	続柄	住 所	国 外 居 住
			☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
			☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
			☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し損失額のうち災害関連支出の金額
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	円	円	円

□給与明細 □医療費 □国保 □介護 □後高 □国年 □生保 □地震 □収支 □その他

※ 源泉徴収票、控除証明書などの必要書類(コピー可)は、この申告書には貼り付けず、共に提出してください。

6 農業所得計算書

科 目		金 額
作 物 名	作付面積	
収	a	円
		円
		円
入	計 ①	円
必 要	雇 人 費	円
	小 作 料 ・ 賃 借 料	円
	減 価 償 却 費	円
	租 税 公 課	円
	種 苗 費	円
	肥 料 費	円
	農 具 費	円
	農 薬 費	円
	諸 材 料 費	円
	修 繕 費	円
経 費	動 力 光 熱 費	円
	農 業 共 済 掛 金	円
	土 地 改 良 費	円
		円
		円
	雑 費	円
	計 ②	円
専従者控除③		円
青色申告特別控除額④		円
所 得 金 額 (①－②－③－④)		円

7 事業・不動産所得計算書

所得の種類		
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等		
科 目	金 額	
収 入		円
		円
		円
		円
		円
		円
	計 ①	円
必 要 経 費		円
		円
		円
		円
		円
		円
	計 ②	円
専従者控除③		円
青色申告特別控除額④		円
所得金額 (①－②－③－④)		円

8 月別給与収入等記載欄

（給与収入のある方で、源泉徴収票のない方は月別の収入金額等を記入してください。）

月	日	給	勤務日数	収入金額
1		円	日	円
2		円	日	円
3		円	日	円
4		円	日	円
5		円	日	円
6		円	日	円
7		円	日	円
8		円	日	円
9		円	日	円
10		円	日	円
11		円	日	円
12		円	日	円
賞与(ボーナス)等				円
給 与 合 計 額				円
勤務先	名 称			
	法人番号又は所在地			
	電話番号			

11 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費
		・	円	円
		・	円	円
分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税適用）」を添付して提出してください。			国外株主等に 係る外国所得税額	円

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

12 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	必 要 経 費	所 得 金 額
		円	円	円
		円	円	円

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

科 目		A 収 入 金 額	B 必 要 経 費	C 差 引 金 額 (A - B)	D 特 別 控 除 額	所得金額 (C - D)
総合譲渡	短 期	円	円	円		① 円
	長 期	円	円	円	円	② 円
一 時 所 得		円	円	円	円	③ 円
右上の①の金額を表面「1」の収入金額等の「コ」に、②の金額を「サ」に、③の金額を「シ」に、 ③×1/2の金額を「セ」に、③×1/2の金額を「ソ」に、③×1/2の金額を「タ」に、③×1/2の金額を「チ」に、				合計 ① + ((② + ③) × 1/2)		

右上の①の金額を表面「1」の収入金額等の「コ」に、②の金額を「サ」に、③の金額を「シ」に、記入してください。合計金額は、表面「2」の所得金額の「⑩」へ記入してください。

14 所得がなかった方の記載欄（該当するものに○をして必要事項を記入してください。）

① 次の方の扶養になっていた、又は援助を受けていた。

同居 ・ 別居（別居の場合は住所を記入してください。）

住所

氏名

あなたとの続柄

（上記の方が単身赴任の場合、次の項目にも記入してください。）

単身赴任の期間	年	月から	年	月まで（予定）
前年所得種類及び合計所得金額	所得			円
千葉県市内の家屋の使用状況				

② 学生・生徒で収入がなかった。（前年12月31日の現況）

大学・大学院 短大 専門学校 その他 年卒業予定

③ 雇用保険（失業保険）・労災保険等を受給していた。（現在も受給中）

受給期間 年 月から 年 月まで

④ 遺族年金・傷病手当金等で生活していた。

遺族年金・傷病手当金・障害年金・その他（ ）

（障害者控除を申告される方は、表面の「障害の程度」欄にも記入してください。）

年間受給金額 円

⑤ 生活保護法による生活扶助を受けていた。（現在も受けている。）

受給期間 年 月から 年 月まで

⑥ その他（前年中どのように生計を立てていたかを記入してください。）

15 事業税に関する事項

非課税所得など	円	損益通算の特例適用の不動産所得	円	事業用資産の譲渡損失など	円	資産の種類	課税額(円)	減税額(円)	合計(円)
前年中の開設年月日	月	日	開 ・ 歴	☐ 他都道府県の事務所等					

この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

16 事業専従者に関する事項

氏 名	フリガナ	生 年 月 日	個 人 番 号	続柄	従事月数	専従者給与(控除)額
堀・大昭 平・令					月	円
堀・大昭 平・令					月	円
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし				

17 減価償却に関する事項

区 分	購入年月日	耐用 年数	取 得 金 額	必要経費算入額
	2011. 12		円	円
	2012. 12		円	円
	2013. 12		円	円
	2014. 12		円	円
	2015. 12		円	円
	2016. 12		円	円
			合 計 額	円